

離職等によって住居を失っている又はそのおそれのある方へ ～住居確保給付金支給事業のご案内～

○住居確保給付金支給事業とは

離職者等であって就労意欲のある方のうち、住宅を失っている又は失うおそれのある方を対象として、原則3か月間、賃貸住宅の家賃として住居確保給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。

○住居確保給付金の支給対象者

支給申請時に以下の①から⑧の要件に該当する方が対象となります。

- ① 離職後2年以内、または、やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況であること。
- ② 離職等の時に、自らの労働により賃金を得て世帯主として生計を維持していたこと。
- ③ 自立相談支援機関と定期的に連絡を取りながら、自立に向けた活動を行うこと。
- ④ 離職等により、住宅を喪失していること又は喪失するおそれのあること。
- ⑤ 申請者及び申請者と同一世帯の方の収入の合計額が、基準額に家賃額（共益費、駐車場賃料等を除いた額）を合算した額以下であること。

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人	8.4万円	6人	29.7万円
2人	13.0万円	7人	33.4万円
3人	17.2万円	8人	37.0万円
4人	21.4万円	9人	40.7万円
5人	25.5万円	10人	44.3万円

(裏面へ続く)

※ 収入は社会保険料等控除前の総支給額

- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯の者の預貯金（現金を含む。）の合計が、次の金額以下であること。
 単身世帯：50.4万円 2人世帯：78万円
 3人以上世帯：100万円
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯の者が職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯の者が暴力団員でないこと。

注：過去に住居確保給付金の給付を受けていた方は、別に条件があります。ご相談ください。

○住居確保給付金支給額

支給額※ = (家賃額 + 基準額) - 世帯の月収

※ 支給額は次の住宅扶助基準額が上限となります。

単身世帯	41,000円	6人世帯	57,000円
2人世帯	49,000円	7人以上世帯	64,000円
3人～5人世帯	53,000円		

○住居確保給付金支給期間

住宅確保給付金の支給期間は原則3ヶ月間ですが、一定の条件を満たせば支給期間を1回3か月を限度に2回まで延長することができます。

申請受付窓口及び問い合わせ先

○はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』

(秦野市社会福祉協議会内)

電話 83-2751(直通)

問い合わせ先

○秦野市役所 生活援護課 電話 82-7393(直通)